

「全九州太鼓連合」規約

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この組織は、「全九州太鼓連合」と称する。(以下「本会」という。)

(本 部)

第 2 条 本会の本部は会長宅

住 所 宮崎県宮崎市大塚町大迫南平4420 に置く。

本会の事務所は事務局長宅

住 所 鹿児島県枕崎市立神北町456-201 に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 本会は、会員相互の親睦を図り併せて日本太鼓の技術継承、向上、普及、交流に努め、青少年の健全な育成及び郷土愛を養い更に、国民文化の発展と国際親善の増進に寄与し明るい社会創りに貢献する事を目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために次の各号に定める事業を行う。

- (1) 日本太鼓を中心とする音楽会、演奏会の開催、企画演出の協力及び出演
- (2) 各地区、他の音楽分野との交流
- (3) 国際交流
- (4) 会員主催の太鼓発表会、研修会等の後援
- (5) 後継者、学校教育活動等に対する技術指導
- (6) 公的機関が主催する催事等の協力
- (7) その他本会が必要と認めた活動、事業の実施

第 3 章 会 員

(会 員)

第 5 条 本会の会員は、本会の目的に賛同し、第6条に定める手続きを経て、役員会の承認を受けた者とする。

- (1) 九州内各県連(以下「県連」という。)に所属する団体を正会員とする。
- (2) 県連に所属しない団体、または日本太鼓の演奏を職業として活動している団体等を特別会員とする。
- (3) 正会員並びに特別会員を構成する者を会員とする。

(入 会)

第 6 条 本会に入会しようとするときは、別表1に定める会費を添えて、別添様式1による入会申込書を、正会員にあつては県連会長に、特別会員にあつては会長に提出するものとする。

なお、本会入会と同時に(公財)日本太鼓財団に所属することとする。

2 入会は、正会員にあつては県連で、特別会員にあつては役員会の承認を経て会長が決定する。

3 県連会長は、会員の入会を認めるときは、別添様式1-1により、会長に速やかに報告するものとする。

(休会・退会)

- 第 7 条 本会を休会又は退会しようとするときは、別添様式2の届けを会長に提出しなければならない。
- 2 休会の期間は承認後、1年間とする。
 - 3 休会者及び退会者については、総会時に報告しなければならない。
 - 4 休会者及び退会者については、第5条に該当し更に第6条の手続きを経ていつでも復帰出来るものとする。

(除名)

- 第 8 条 会員が次の各号に該当するときは、役員会の議決を経て、会長がこれを除名することが出来る。
- (1) 本会の名誉を傷つけ又は、本会の目的に違反する行為のあったとき。
 - (2) 本会の会員として義務に違反したとき。

(表彰)

- 第 9 条 会員が本会の発展に寄与し、または会員の模範となる功績があった場合、表彰することが出来る。
- 2 表彰規程を別途定める。

第 4 章 役員

(役員)

- 第 10 条 本会に次の各号に定める役員を置く。
- | | |
|----------------|-----|
| (1) 会長 | 1 名 |
| (2) 会長代行 | 1 名 |
| (3) 副会長 | 若干名 |
| (4) 理事長 | 1 名 |
| (5) 副理事長 | 若干名 |
| (6) 常任理事 | 若干名 |
| (7) 専務理事 | 若干名 |
| (8) 理事 | 7 名 |
| (9) 監事 | 2 名 |
| (10) 危機管理対策局長 | 1 名 |
| (11) 危機管理対策局次長 | 1 名 |
| (12) 事務局長 | 1 名 |
| (13) 事務局次長 | 若干名 |
| (14) 経理局長 | 1 名 |
| (15) 経理局次長 | 若干名 |

(選任)

- 第 11 条 役員を選任は、会員の中から総会において選任する。
- 2 役員兼任については、支障がなければそれを妨げない。

(職務)

- 第 12 条 役員職務は、次の各号に定める。
- (1) 会長は、本会を総理し本会を代表する。
 - (2) 会長代行は、会長の要請に基づき職務を代行または補佐して会務を遂行する。
 - (3) 副会長は、会長代行と共に会務を遂行する。

- (4) 理事長は、会長の意を受け本会の業務を総理し会長と共に本会を代表する。
- (5) 副理事長は、理事長を補佐して、業務に当たる。
- (6) 常任理事は、会長及び理事長の意を受け、本会業務執行にあたる。
- (7) 専務理事は、名誉会長専属の補佐役とする。
- (8) 理事は、常任理事を補佐協力して執行部を構成し、業務執行を決定する。
- (9) 監事は、本会の財産の状況、業務執行の状況を監査し、これを総会に報告する。
- (10) 危機管理対策局長は、本会及び太鼓関係者の慶弔等があった場合、その情報収集と対応を行う。
また、有事や災害時においても情報の収集、連絡調整等を行いながら危機管理の任務にあたる。
- (11) 危機管理対策次長は、危機管理対策局長と共に業務にあたり、危機管理対策局長専属の補佐役とする。
- (12) 事務局長は、本会の業務執行に掛かる事務を総理し、円滑な運営を行う。
- (13) 事務局次長は、事務局長と共に業務に当たり、事務局長専属の補佐役とする。
- (14) 経理局長は、本会の会計を総理し、予算執行の円滑な運営を行う。
- (15) 経理局次長は、経理局長と共に業務に当たり、経理局長専属の補佐役とする。

(任期)

第 13 条 役員の任期は 2 年とし再任を妨げない。

第 5 章 特別役員及び名誉会長

(顧問、相談役及び名誉会長)

第 14 条 本会に総会の議決を経て、特別役員及び名誉会長を置くことができる。

2 特別役員については、次の各号に定める。

- (1) 顧問 若干名
- (2) 相談役 若干名

3 名誉会長選任については、本会会長経験者で特に必要と認める場合とし、次のとおりとする。

- (1) 名誉会長 1 名

第 6 章 会 議

(総会)

第 15 条 総会は、本会の会員において構成する。

2 総会は、本会の最高議決機関とする。

3 総会は、提案した議案についてのみ審議することができる。ただし、第19条の場合はこの限りではない。

4 総会は、理事が議長となり議事を整理する。

5 総会は、原則として 年 1 回 5 月に開催するものとし、会長が招集する。

6 臨時総会は、会長が必要と認めたとき又は、会員の3分の1以上の連署により理由を明らかにして要求したときに開催する。

(総会の成立)

第 16 条 総会は、在籍する会員の過半数(委任状含む)が出席しなければ開くことができない。

(議決権)

第 17 条 総会の議決権は、会員1団体につき1票とする。

(議決事項)

第 18 条 総会の議決事項は次の各号のとおりとする。

- (1) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (2) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (3) 規約の改正
- (4) その他総会において議決を必要とする事項

(動議)

第 19 条 動議は、出席会員の2分の1の同意がなければ、これを議案として審議することができない。

(委任状)

第 20 条 会員は、やむを得ず総会に出席することができない場合は、委任状に代理人を定め議案の賛否を
表決できるものとする。

(議決の方法)

第 21 条 総会の議事は、出席会員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

- 2 議決にあたり可否を表明しない者は、棄権したものとみなす。
- 3 議決は、起立又は拍手による。ただし、重要な事項については、投票による。

(役員会)

第 22 条 役員会は、会長が必要と認めたときに招集し、役員の数現在の2分の1以上とし、出席者の過半数
をもって承認又は議決する。

(運営事項)

第 23 条 次の各号に掲げる事項は、役員会において決定する。

- (1) 総会の招集及び総会に提出する議案
- (2) 活動、事業についての具体的方針
- (3) 本会の運営に関する事項

(部局及び部会)

第 24 条 本会は、第4条の事業を達成するため及び会務運営上必要があるときは、部局及び部会を設ける
ことが出来る。

- 2 部局長は、役員会の承認を得て会長が任命する。
- 3 部会長は、役員会の承認を得て会長が任命する。
- 4 本会の事務局長は、事務局次長と共に部局及び部会の業務執行に掛かる事務を総理し、本会の
役員会と連絡調整を行うと共に円滑な運営を行う。
- 5 部局及び部会の円滑な運営を図るため、別途規則を定める。

(議事録)

第 25 条 全ての会議につき、次の各号に掲げる事項を記載した会議録を作成する。

- (1) 会議の日時、場所、出席者の数、議事の要綱、議決した事項
- (2) 議事録には、会長が指名する2名以上の出席会員が署名しなければならない。

第 7 章 会 計

(会 費)

- 第 26 条 本会の活動のために正会員等は、別表1に定める会費を毎年度 5 月末までに納入しなければならぬ。
- 2 正会員等が、前項の会費を滞納し、又は故意に会費の納入を怠り、本会から一定期間の日を定めて納入すべき旨の催告を受けたにもかかわらずその期日までに納入しないときは、その期日の翌日から正会員等である資格を失い、退会したものとみなす。
- 3 休会時の会費については、以下のとおりとする。
- (1) 会費については、徴収しない。
- (2) 年度途中での休会について、納付済みの年会費は返納しないものとする。
- 4 退会時の会費については、以下のとおりとする。
- (1) 年度途中での退会について、納付済みの年会費は返納しないものとする。
- 5 本会の年会費の他に役員特別会費を別表2のとおり徴収する。

(経 費)

- 第 27 条 本会の経費は、会費、事業収入及びその他の収入をもってあてる。
- 2 会員が本会の事業目的で活動する場合の必要経費については、役員会で認めた限度内で支給する。

(会計年度)

- 第 28 条 本会の会計年度は 4 月 1 日 から翌年 3 月 31 日までとする。

(会計報告)

- 第 29 条 本会の決算報告については、監事により精査を行いその結果を総会において報告しなければならない。

第 8 章 雑 則

(役員報酬)

- 第 30 条 役員には、原則として報酬は支給しない。ただし、本会の業務にかかわる経費は、役員会の承認において、支給することが出来る。

(慶 弔)

- 第 31 条 会員並びにその家族(配偶者及び直系血族一親等)の慶弔・見舞いについては、次のとおりとする。
- (1) 会員が2週間以上入院療養している場合は、本会として、 1 万円の見舞いをする。
見舞いは基本的に役員で届ける。
- (2) 会員の死亡については、会員全員で通夜に行き、弔慰を述べ、本会として花輪一对を贈る。
香典は、 1 万円を供え、会員全員が会葬し会長より弔辞を読む。
- (3) 会員の家族(配偶者及び直系血族一親等)が死亡した場合は、本会として花輪一对又は、弔電をおくり、弔慰を表す。
- (4) 会員のその他慶事については、その都度役員会において協議する。
- (5) 見舞い等受け取った会員側からの返礼は一切しないものとし、本会も一切受けない。
- 2 本会として関係した方の慶弔については、その都度役員会において協議する。

- 附 則 (平成5年規約第1号)
この規約は、平成 5 年 7 月 5 日 から施行する。
- 附 則 (一部改正)
この規約は、平成 6 年 1 月 29 日 から施行する。
- 附 則 (一部改正)
規約第5章第13条を一部改正する。
この規約は、平成 11 年 1 月 30 日 から施行する。
- 附 則 (一部改正)
規約第4章第9条及び第11条を一部改正する。
この規約は、平成 14 年 1 月 26 日 から施行する。
- 附 則 (全部改正)
この規約は、平成 20 年 1 月 19 日から施行する。
この規約の施行に伴い平成 5 年 7 月 5 日制定の規約を廃止する。
- 附 則 (改正及び一部改正)
規約第1章第2条を一部改正する。
規約第3章第5条から第8条までを改正及び一部改正する。
規約第4章第10条から第12条までを改正及び一部改正する。
規約第7章第26条を改正する。
この規約は、平成 22 年 1 月 23 日から施行する。
- 附 則 (一部改正)
規約第6章第15条を一部改正する。
規約第7章第26条及び28条を一部改正する。
この規約は、平成 22 年 5 月 22 日から施行する。
- 附 則 (改正及び一部改正)
規約第4章第12条を一部改正する。
規約第5章を改正する。
この規約は、平成 24 年 5 月 19 日から施行する。
- 附 則 (一部改正)
規約第1章第2条を一部改正する。
この規約は、平成 25 年 4 月 6 日から施行する。
- 附 則 (一部改正)
規約第4章第10条及び第12条を一部改正する。
この規約は、平成 26 年 5 月 17 日から施行する。

附 則 (一部改正)

規約第4章第10条の(11)を一部改正する。

この規約は、平成 27 年 5 日 23 日から施行する。

附 則 (改正及び一部改正)

規約第4章第10条及び12条を一部改正する。

規約第6章第24条を改正する。

この規約は、平成 28 年 5 月 14 日から施行する。

附 則 (一部改正)

規約第4章第10条の(5)を一部改正する。

この規約は、平成 30 年 5 日 19 日から施行する。

別表1

年 会 費

(単 位 : 円)

| 会 員 種 別 | 年 会 費 | (公財)日本太鼓財団 新規入会金 ※1 | (公財)日本太鼓財団 年 会 費 ※2 |
|------------|--------|------------------------|------------------------|
| 正会員 | 10,000 | 10,000 | 10,000 |
| 正会員(子供団体) | 10,000 | 5,000 | 5,000 |
| 特別会員(団体) | 10,000 | 10,000 | 10,000 |
| 特別会員(子供団体) | 10,000 | 5,000 | 5,000 |
| 特別会員(個人) | 10,000 | 10,000 | 10,000 |

○子供団体とは、18歳未満の子供のみによる団体をいう。

※1 事務効率化のため(公財)日本太鼓財団新規入会金として、別途徴収する。

(本会については、新規入会金を徴収しない。)

※2 事務効率化のため本会年会費徴収時に、(公財)日本太鼓財団の年会費を徴収する。

※3 特別会員(個人)は、登録上「団体」となります。

別表2

役 員 特 別 会 費

(単 位 : 円)

| 役 員 種 別 | 特 別 会 費 |
|---------|---------|
| 会 長 | 50,000 |
| 会長代行 | 50,000 |
| 副会長 | 30,000 |
| 理事長 | 30,000 |
| 副理事長 | 20,000 |
| 常任理事 | 20,000 |
| 専務理事 | 20,000 |
| 理 事 | 10,000 |